

議案第40号

西脇市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月2日

西脇市長 片山 象三

(理由)

規定内容に不備があることが判明し、その不備を是正するため。

西脇市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

西脇市放課後児童クラブ条例（平成27年西脇市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------|------------------|-----|------------------|
| 別表第1（第2条関係） | 別表第1（第2条関係） | | |
| 名称 | 名称 | 位置 | 位置 |
| | (略) | | |
| ともだちクラブ | 西脇市野村町1795番地の185 | | 西脇市野村町1795番地の185 |
| きらきらクラブ | | | |
| <u>重春第3クラブ</u> | | | |
| | (略) | | (略) |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。